

大飯原発3・4号機運転差止訴訟控訴審 報告

弁護士 鹿島 啓一

大飯原発3・4号機運転差止訴訟の控訴審が11月20日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で結審した。1審福井地裁（樋口英明裁判長）の運転差止判決（2014年5月21日）に関電が控訴していた。控訴審では、大飯原発の基準地震動の審査の責任者であった島崎邦彦前原子力規制委員会委員長代理が「大飯原発の基準地震動856ガルは過小評価になっている」と証言した。

このようなニュースを見た方は、素晴らしい内容であった樋口判決を受けての控訴審であることに加えて、基準地震動の審査の責任者であった島崎氏が現在の基準地震動は過小評価であると証言した以上、控訴審判決も期待できると思われたのではないのでしょうか。

しかし、私たち弁護士は、控訴審において何度も審理不尽（審理が尽くされていない）と主張し、11月20日の期日においても地盤に関して元国立環境研究所長の石井吉徳氏と火山に関して産業技術総合研究所の山元孝広氏の証人申請を行い、これを却下した内藤裁判長以下3名の忌避（裁判の公正を妨げるとして裁判官を裁判から外すこと）申立てまで行いました。内藤裁判長は、この忌避申立てを自ら簡易却下し、私たちの「審理不尽」という意見を無視する形で控訴審を結審したのです。

私たちは、島崎氏が「入倉・三宅式を適用している関係で大飯原発の基準地震動856ガルは過小評価になっている」「入倉・三宅式を使うレシピ（ア）の手法を用いることはできず、当面はレシピ（イ）の手法を用いるしかない」と証言したため、レシピ修正に携わった東京大学地震研究所教授の瀬藤一樹氏の証人申請を求め、また、関電が「詳細な」調査を行っているので過小評価にはならないと主張しているため、断層・地盤調査の専門家として上記石井氏以外に新潟大学名誉教授の立石雅昭氏と元京都大学防災研究所の赤松純平氏の証人申請を求め、関電が断層・地盤調査に関するデータを提出しないため、これらの提出を求める文書提出命令を申し立てましたが、内藤裁判長は、これら全てを却下しました。その却下の理由は「これまで多くの書証が提出されているから」という何ら説得力のないものでした。

他方、関電は、島崎氏の証人尋問を受け、複数の専門家の意見書を提出する予定であると述べたにもかかわらず、結局一つも提出しませんでした。内藤裁判長がこれを咎めることもありませんでした。

このような立証状況の下で裁判所が島崎氏の証言に反して大飯原発の基準地震動856ガルの合理性を認めるとすれば、裁判所は、単に規制委員会の審査をなぞるだけで、樋口判決に倣えば「裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」こととなります。

内藤裁判長は、控訴審を結審した際、判決言渡日を「追って指定」すなわち後日指定する形にしました。判決言渡日を「追って指定」とするということは、普通に考えればいつ判決を出せるかわからないのでだいぶ先になるということですが、仮に早期に判決が出るとすれば、大飯原発の再稼働スケジュールに配慮して早期に判決を出すことを隠すために「追って指定」にしたということになるでしょう。

私たちの意見を無視して結審された控訴審ですが、島崎氏の証言を覆すに足る証拠はありません。普通に考えれば1審の運転差止判決が維持されて然るべきですが、普通では考えられないことが起きているのがこの控訴審です。引き続きの注視をお願いします。